

部長及び参事官  
殿  
所 属 長

地域発第291号  
(会計)  
平成28年8月16日  
30年保存(口訓)  
本 部 長

水難救助漁船出動謝金の取扱いについて(通達甲)

水難救助漁船出動謝金の取扱いに関し下記のとおり定め、平成28年8月16日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 目的

警察から支援要請を受け、水難者の捜索・救助活動に従事した者の労に報いるために謝金を支給するものである。

### 2 用語の定義

この通達甲における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 水難者とは、入水又は水難により、海又は河川等(川、沼、湖又は用水路をいう。)において死亡した者又は救助を要する者をいう。
- (2) 船主とは、船艇等(船、プレジャーボート、水上バイク等であって、動力機関により航行する船舶をいう。以下同じ。)の所有者又は管理者をいう。
- (3) 水難救助等従事者とは、船主若しくは警察職員、消防職員、消防団員、地方自治体職員等職務上水難者の捜索・救助活動に従事すべき者又は水難者の家族、親族若しくは関係者以外の者であって、船艇等に乗船し、水難者の捜索・救助活動に従事したものをいう。

### 3 支給対象者

支給対象者は、警察から支援要請を受け、水難者の捜索・救助活動に従事した船主又は水難救助等従事者のうち、他の機関から当該捜索・救助活動に関する報酬、謝金、報奨金等の金銭の支給を受けていない者とする。

### 4 支給額

船主にあつては1捜索につき5,000円を、水難救助等従事者にあつては1捜索につき3,000円をそれぞれ支給するものとする。ただし、数日にわたって捜索・救助活動を行ったときは、その日数に応じて支給するものとする。

### 5 支給手続

- (1) 署の地域課長は、水難者の捜索・救助活動を行う場合において、船主等に協力を依頼するときは、別記様式の経費支出伺により署長の決裁を受けるものとする。

- (2) 署の地域課長は、船主等の協力による水難者の捜索・救助活動が終了したときは、当該活動日時、活動場所、船主等の住所及び氏名、協力を依頼した状況等について署長及び県本部地域課長に報告するものとする。
- (3) (2)の報告を受けた署長は、当該船主等が3の支給対象者に該当すると認めるときは、支出調書により支出命令を行うものとする。

(別記様式省略)